

# 『Yamanashi ウッド・チェンジ・ネットワーク』 会則

## (名 称)

第1条 本会は、『Yamanashi ウッド・チェンジ・ネットワーク』(以下「ネットワーク」という。)という。

## (目 的)

第2条 ネットワークは、行政や林業・木材産業関係団体、設計・建築関係団体に加え、商工関係団体等が連携し、木造のイメージをチェンジ、建築物を木造にチェンジ、持続可能な社会へのチェンジを図るため、県産木材を利用しやすいプラットフォームづくりに取り組むことを目的とする。

## (活動内容)

第3条 ネットワークの主な活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 木材利用活性化の組織・人づくり
- (2) 木材利用の普及・啓発活動
- (3) 地域産業の循環を前提とした木造公共建築物等の建設

## (組織及び入退会)

第4条 ネットワークの会員は、第2条の目的に賛同して入会した団体及び関係行政機関等とする。

- 2 会員として入会又は退会しようとする場合は、事務局へ申し出をしなければならない。
- 3 会員は、住所、代表者等を変更した場合は、速やかに事務局に連絡をしなければならない。

## (役 員)

第5条 ネットワークの役員には、会長、副会長を置く。

- 2 会長は山梨県知事の職にある者をもってこれに充て、副会長は、総会において会員の中から選任する。
- 3 会長は、ネットワークを代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (総会)

第6条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が議長となる。

4 総会の議決は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 総会においては、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他ネットワークの運営に関して必要な事項。

#### (運営委員会)

第7条 ネットワークの下に第3条の活動内容を具体的に進めるための運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、各団体等が選任することとする。
- 3 運営委員長は、会長が指名する。
- 4 運営委員会は、運営委員長が招集する。
- 5 運営委員長は、必要に応じ運営委員以外の者の出席を求めることができる。

#### (会計)

第8条 ネットワークの運営に関する収入は、補助金その他収入等を持って充てる。

#### (事業年度)

第9条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

#### (事務局)

第10条 ネットワークの事務は、山梨県及び一般社団法人山梨県木材協会が行うこととし、次のとおり分担する。

- (1) 全体、第3条(1)、(2)に関することは、山梨県(森林環境部林業振興課)とする。
- (2) 第3条(3)に関することは、一般社団法人山梨県木材協会とする。

#### (補足)

第11条 この会則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

本会則は、令和元年10月30日から施行する。